

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第6回合併協議会

会議資料

日時 平成16年7月22日(木)午前9時30分~

場所 伊予市市民会館 4階 会議室

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 6 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年7月22日(木) 9:30 ~

場 所 : 伊予市市民会館 4階 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第 2 1 号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第 2 2 号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

協議第 2 0 号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱いについて〔継続協議〕

(2) その他

第7回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

協議第 2 1 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

一般職の職員の身分の取扱いについて

伊予市、中山町及び双海町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(具体的内容調整)

- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 3 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一を図る。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

平成 年 月 日確認

一般職の職員の身分の取扱いについて

新設合併において、市町村合併が行われる場合には、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、法律的には失職してしまうことになります。

このような不合理を避けるため、合併特例法第 9 条第 1 項において、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています。

そのため、職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものではなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として、任命行為を行う必要があります。新設合併における合併市町村の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

また、同条第 2 項において、合併市町村は、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないとされています。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）
（職員の身分取扱い）

- 第 9 条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

1 一般職の職員数

(1) 条例定数及び実職員数

(単位:人)

事務部局区分	伊予市		中山町		双海町		計	
	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数
市・町長部局	226	212	73	64	69	59	368	335
議会	5	4	2	2	2	1	9	7
選挙管理委員会	2	1	1	1			3	2
監査委員	2	1					2	1
教育委員会	51	48	14	8	21	13	86	69
農業委員会	4	3	2	1	2	1	8	5
地方公営企業	10	9					10	9
小計	300	278	92	76	94	74	486	428
定数外職員(一部事務組合派遣職員)		3						3
合計	300	281	92	76	94	74	486	431

(平成16年4月1日現在)

(2) 年齢・職務別職員数

(単位:人)

年齢区分	伊予市			中山町				双海町			合計				
	一般行政職	技能労務職	計	一般行政職	技能労務職	医療職	計	一般行政職	技能労務職	計	一般行政職	技能労務職	医療職	計	
19歳以下															
20歳～25歳	20		20	7			7	4		4	31			31	
26歳～29歳	42		42	6			6	9		9	57			57	
30歳～35歳	64		64	13		2	15	8	1	9	85	1	2	88	
36歳～39歳	23	3	26	9		2	11	6		6	38	3	2	43	
40歳～60歳	40歳	6	6	2			2	1	1	2	9	1		10	
	41歳	4	1	5				2		2	6	1		7	
	42歳	10		10				2	1	3	12	1		13	
	43歳	7		7	2			1		1	10			10	
	44歳	6		6			1	1	3		3		1	10	
	45歳	4	1	5					4		4	8	1	9	
	46歳	5	1	6	2			2	3		3	10	1	11	
	47歳	5	1	6					1		1	6	1	7	
	48歳	6	3	9	2		1	3	3		3	11	3	1	15
	49歳	2	1	3	1	2		3	1		1	4	3		7
	50歳	3	1	4	4			4	3		3	10	1		11
	51歳	4	3	7			1	1	1		1	5	3	1	9
	52歳	6	1	7	3			3	1	3	4	10	4		14
53歳	2	2	4	2		1	3	2	1	3	6	3	1	10	
54歳	9	1	10	2			2	1	2	3	12	3		15	
55歳	15		15		1		1	2	1	3	17	2		19	
56歳	8	1	9	1		1	2	1		1	10	1	1	12	
57歳	1	2	3	3			3	2		2	6	2		8	
58歳	1	2	3	1			1	1		1	3	2		5	
59歳	3	1	4	3	1		4	1	1	2	7	3		10	
60歳															
合計	256	25	281	63	4	9	76	63	11	74	382	40	9	431	

(平成16年4月1日現在)

(参考) 新市の類似団体との比較

指数による職員数と現職員数の比較

(部門別)

(単位:人)

区 分	指数による職員数		一般会計職員数				差引	(参考)その他職員数					
	指数 (I-0)	新市 職員数	伊 予 市	中 山 町	双 海 町	計		区 分	伊 予 市	中 山 町	双 海 町	計	
議 会 関 係	0.14	6	4	2	1	7	1	特別会計	国保	6	2	2	10
総 務 関 係	1.49	60	41	15	16	72	12		介護	4	1	2	7
税 務 関 係	0.55	22	16	3	4	23	1		水道		2	1	3
民 生 関 係	2.26	92	74	14	17	105	13		下水道	11	1		12
衛 生 関 係	0.51	21	16	5	4	25	4		病院		8		8
労 働 関 係	0.02	1					1	公営企業	水道	9			9
農林水産業関係	0.60	24	15	7	8	30	6						
商 工 関 係	0.27	11	3	4		7	4	一部事務組合	消防	1			1
土 木 関 係	1.10	45	31	4	6	41	4		ごみ処理	2			2
教 育 関 係	1.45	59	48	8	13	69	10						
合 計	8.39	341	248	62	69	379	38	合 計	33	14	5	52	

(施設別)

本 庁	5.68	230	136	48	47	231	1	本 庁	30	6	5	41
支所・出張所	1.00	41	14		2	16	25	支所・出張所				
施 設	1.71	70	98	14	20	132	62	施 設	3	8		11
合 計	8.39	341	248	62	69	379	38	合 計	33	14	5	52

(職務別)

一 般 職 員	8.34	338	234	61	69	364	26	一般職員	33	14	5	52
内技能職員	0.81	33	25	4	11	40	7	内技能職員				
教育公務員	0.05	3	14	1		15	12	教育校務員				
合 計	8.39	341	248	62	69	379	38	合 計	33	14	5	52

(一般会計及びその他の職員数は、平成16年4月1日現在)

2 級別職務区分及び実職員数

(1) 一般行政職

(単位:人)

職務の級	伊予市		中山町		双海町	
	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数
1 級	主事補、技師補、書記補、保育士、保健師、教諭	5	主事補、技師補、書記補、保育士、教諭	8	主事補、技師補、保育士、保健師、栄養士	1
2 級	主事、技師、書記、保育士、保健師、教諭	30	主事、技師、書記、主任保育士(3級以外)、主任教諭(3級以外)	8	主事、技師、上級保育士、上級保健師、上級栄養士	6
3 級	主事、技師、保育士、書記又はこれに相当する職務のうち、高度の知識及び経験を必要とする業務を行う者で市長が認めた者	65	主査、主任保育士(2級以外)、主任教諭(2級以外)	10	主査、困難な業務を行う保育士、保健師及び栄養士	17
4 級	係長、主任、専門員	38	係長、事務専門員、技術専門員	12	係長、主任	12
5 級	係長、主任、専門員(4級以外)	34	課長補佐、教育次長補佐、支所長、佐礼谷診療所事務長	9	課長補佐、主任(4級に属さない者)	14
6 級	課長補佐、次長、室長、主幹補	50	課長(7級以外)、主幹、技幹、事務局長、教育次長、保育園長	13	課長、局長、室長、所長(7級に属さない者)、主幹	9
7 級	課長補佐、次長(6級以外)、室長、主幹	14	課長(6級以外)	3	課長、局長、室長、所長(6級に属さない者)	4
8 級	課長、議会議務局長、監査委員事務局長、福祉事務所長、保健センター所長、農業委員会事務局長、主幹(7級以外)	20				

(平成16年4月1日現在)

(2) 技能労務職

(単位:人)

職務の級	伊予市		中山町		双海町	
	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数
1 級	労務作業員、用務員、運転手、給食調理員、校務員	1	技術労務職	2	用務員、校務員、給食調理員の職務	5
2 級	相当の経験を必要とする労務作業員、用務員、運転手、給食調理員、校務員	7	相当の技術を必要とする技能労務職員	2	高度の経験を必要とする用務員、校務員、給食調理員の職務	4
3 級	高度な技術、経験を必要とする労務作業員、用務員、運転手、給食調理員、校務員	7	2級の職務の者で任命権者が認める技能労務職員		2級の職務の者で任命権者が認める者	2
4 級	特に高度な技術、経験を必要とする労務作業員、用務員、運転手、給食調理員、校務員	10				

(平成16年4月1日現在)

(3) 医療職(一)

(単位:人)

職務の級	伊予市		中山町		双海町	
	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数
1 級			医師、歯科医師			
2 級			主任医師、主任歯科医師			
3 級			歯科診療所長	1		
4 級			佐礼谷診療所長	1		

(平成16年4月1日現在)

(4) 医療職(二)

(単位:人)

職務の級	伊予市		中山町		双海町	
	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数
1 級			歯科衛生士、栄養士	1		
2 級			薬剤師、主任歯科衛生士、主任栄養士	1		
3 級			技術専門員			

(平成16年4月1日現在)

(5) 医療職(三)

(単位:人)

職務の級	伊予市		中山町		双海町	
	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数	職務区分(職名)	実数
1 級			准看護師	2		
2 級			看護師、保健師	3		
3 級			課長補佐			

(平成16年4月1日現在)

3 一般職の職員の給料

(1) 給料月額・年齢・経験年数の平均

職務区分	平均給料月額			平均年齢			平均経験年数		
	伊予市	中山町	双海町	伊予市	中山町	双海町	伊予市	中山町	双海町
一般行政職	305,100円	304,000円	313,700円	37.9歳	41.6歳	41.1歳	17年 9月	20年10月	20年 5月
技能労務職	292,400円	229,900円	205,800円	49.9歳	53.9歳	50.0歳	26年11月	25年 8月	20年 7月

税務職、保育士及び公営企業職等を除く。(地方公務員給与実態調査)

(平成16年4月1日現在)

(2) 初任給基準

試験区分	伊予市		中山町		双海町	
	給料表区分	給料月額	給料表区分	給料月額	給料表区分	給料月額
上級	2級2号給	170,700円	2級2号給	170,700円	2級2号給	170,700円
中級	1級5号給	148,500円	1級5号給	148,500円	1級5号給	148,500円
初級	1級3号給	138,800円	1級3号給	138,800円	1級3号給	138,800円

(平成16年4月1日現在)

(3) ラスパイレス指数(一般行政職)

区分	伊予市			中山町			双海町		
	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度	13年度	14年度	15年度
ラスパイレス指数	99.1	99.3	98.7	89.0	90.6	88.3	90.5	90.2	89.9

国家公務員の給与水準を100として算出した地方公務員の給与水準を示す指数

(参考) 全国及び県内のラスパイレス指数(一般行政職)

全国・県内の平均

区分	市平均		町村平均		全国:全地方公共団体平均 県内:市町村平均	
	14年度	15年度	14年度	15年度	14年度	15年度
全国	101.2	100.7	96.0	95.7	100.6	100.1
県内	100.2	99.9	90.1	90.0	95.0	94.7

【 県 内 先 進 事 例 】

四国中央市（川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村：H16.4.1 合併）

- ・ 職員数・定員管理

4市町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正に努める。

- ・ 職務分類・給料

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

現職員については、現給を保証し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

給料表については、合併当初は国の給料表9級を適用し、その後の機構・組織の再編の段階において、新たに給料表の適用について検討する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（H16.11.1 合併予定）

西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。

職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。

職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。

八幡浜市・保内町合併協議会（H16.12.31 合併予定）

1 八幡浜市及び保内町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。

3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一する。

4 職階については、合併時に職名とともに級分類を調整し、統一する。

5 職員の給与については、基準を統一する。現職員については、現給を保証し、新市において財政状況を勘案し、給与の適正化に努めるとともに、速やかに給料の格差是正を行うものとする。

今治市及び越智郡11か町村合併協議会（H17.1.16 合併予定）

（1）一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

（2）任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。

（3）給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

関係する主な法令（抜粋）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休職等）

第28条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

協議第 2 2 号

一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合等の取扱い(その1)について、次のとおり確認を求める。

平成16年7月22日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

一部事務組合等の取扱い(その1)について

- 1 伊予消防等事務組合、愛媛県市町村職員退職手当組合及び愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 2 伊予市が加入している伊予市外3カ町村共有物組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 3 中山町及び双海町が加入している愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 4 伊予市及び双海町が加入している中予広域水道企業団については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。
- 5 伊予市及び双海町が加入している伊予地区ごみ処理施設管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧伊予市及び旧双海町の区域で加入する。
- 6 中山町が加入している内山衛生事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日旧中山町の区域で加入する。

- 7 伊予市が加入している伊予市松前町共立衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧伊予市の区域で加入する。
- 8 中山町及び双海町が加入している大洲喜多衛生事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧中山町及び旧双海町の区域で加入する。
- 9 中山町及び双海町が加入している愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合及び愛媛県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- 10 松山地区広域市町村圏協議会及び伊予地区介護認定審査会については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入する。

平成 年 月 日確認

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

合併関係市町村が一部事務組合や広域連合の構成市町村の一部である場合、新設合併のときは、合併関係市町村の法人格が消滅しますので、脱退及び通常は新市としての加入手続きが必要となります。

1 一部事務組合等の現況

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
松山広域福祉施設事務組合	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、中島町、久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町、松前町、砥部町、広田村、中山町、双海町	S50.8.28	特別養護老人ホーム等の設置及び運営
松山養護老人ホーム事務組合	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、中島町	S28.12.12	養護老人ホーム、診療所の設置、管理及び運営に関する事務
伊予郡養護老人ホーム組合	砥部町、広田村、中山町、双海町、松前町	S34.11.25	養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務
中予広域水道企業団	松山市、伊予市、北条市、重信町、川内町、松前町、砥部町、双海町	H6.1.14	水道用水供給事業の経営に関する事務
伊予地区ごみ処理施設管理組合	伊予市、松前町、双海町	S45.5.7	塵芥焼却場の設置及び管理に関する事務
内山衛生事務組合	内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、中山町、広田村	S48.10.1	ごみ処理施設の設置及び管理に関する事務、一般廃棄物（し尿処理を除く）の処理に関する事務
伊予市松前町共立衛生組合	伊予市、松前町	S34.11.9	し尿処理場の管理運営に関する事務

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
大洲喜多衛生事務組合	大洲市、長浜町、内子町、五十崎町、 肱川町、河辺村、中山町、双海町、 広田村	S37.8.18	し尿処理施設の設置及び管理に関する事務、し尿及び浄化槽にかかる汚泥に関する事務
伊予消防等事務組合	伊予市、松前町、砥部町、 広田村、中山町、双海町	S47.9.13	消防事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く。）火葬場伊豫地区広域斎場の設置、管理及び運営に関する事務等
伊予市外三カ町村共有物組合	伊予市、砥部町、松前町、広田町	M24.1.13	旧大洲藩領における郡中貯と称して救荒予備のため積立てた共有財産の増殖、維持管理及び処分に関する事務等
愛媛県市町村職員退職手当組合	北条市、川之江市、伊予市、東予市、 県下全町村、42一部事務組合	S32.7.5	組合市町村（一部事務組合含む）の職員の退職手当に関する事務
愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	大洲市、川之江市、伊予三島市、伊予市、 北条市、東予市、県下の全町村及び9一部事務組合	S27.4.1	非常勤消防団員に係る損害補償、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給等に関する事務
愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合	県下全町村	S43.1.13	町村の議会の議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務
愛媛県自治会館管理組合	県下全町村	S27.3.7	愛媛県自治会館の管理に関する事務
愛媛県市町村交通災害共済組合	県下全町村	S44.4.1	日本国内で交通事故により災害をうけた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務

2 機関等の共同設置

名 称	構 成 市 町 村	設置年月日	共 同 処 理 事 務
松山地区広域市町村圏協議会	松山市、伊予市、北条市、中山町、 双海町、重信町、川内町、中島町、 久万町、面河村、三川村、柳谷村、 小田町、松前町、砥部町、広田村	S47.3.1	構成団体の所在する地域の特性に応ずる産業の振興、住民の生活環境の近代化及び広域的かつ総合的な振興整備
伊予地区介護認定審査会	伊予市、松前町、砥部町、中山町、 双海町及び広田村	H12.4.1	関係市町において共同設置し、介護認定に係る公平・中立な審査を行う。

第13章 一部事務組合等の取扱い

合併市町村の一体性の確保の観点から、次に列挙した団体等について慎重に協議する必要がある。

第1節 一部事務組合、広域連合

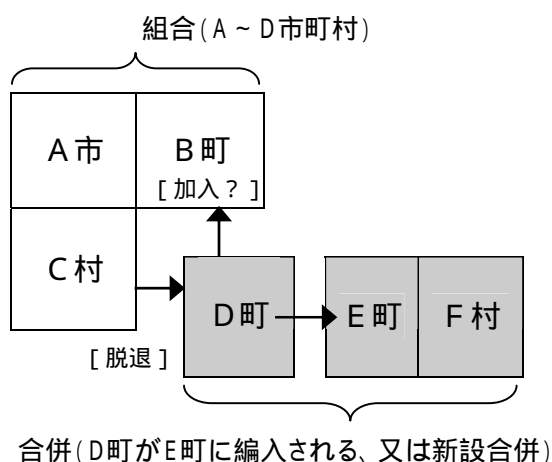
一部事務組合や広域連合（以下この節において「組合等」という）を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手続や規約変更の手続が必要となる。

第1款 組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

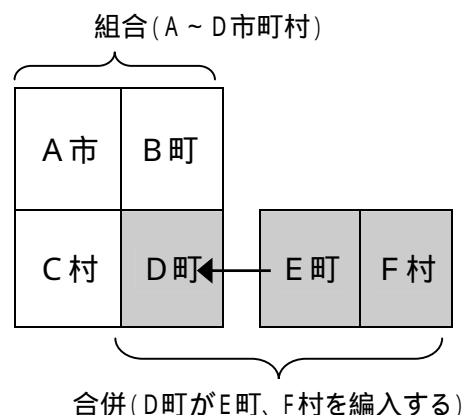
新設合併の場合又は組合等を構成する市町村（以下この節において「構成市町村」という）が編入される場合（図A-1）は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続が必要となる。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続のみで終了するが、引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続が必要となる。一方、構成市町村が構成外の市町村を編入する場合（図A-2）は、構成市町村の法人格が消滅しないので、脱退及び加入の手続は不要である。

ただし、いずれにせよ、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要することとなる。場合によっては、新市町村のうち従前の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられる。なお、構成市町村間の経費負担の方法等もよく協議する必要がある。

A - 1



A - 2



第2款 構成市町村で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合（図B - 1）又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合（図B - 2）は、当該組合等は構成市町村とともに消滅する。当該組合等が有する財産等は、通常新市町村にそのまま引き継がれることとなる。この組合等の財産又は負債が多額の場合には、新市町村の財政計画や起債制限比率等に大きな影響を及ぼすことがある。

合併関係市町村が構成市町村の一部である場合、新設合併のとき（図B - 3）は構成市町村の脱退及び通常は新市町村の加入手の手続、編入合併のとき（図B - 4）は消滅する構成市町村の脱退の手続が必要である。

事務処理区域の範囲の変更は、第4款で述べる退職手当組合等の例外的事例を除き通常起こらないであろうが、構成市町村の数の減少に伴う経費負担の割合（特に構成市町村の均等割りを採用している場合）等で調整を要する場合がある。規約の変更、都道府県知事の許可、構成市町村の議会の議決については、第1款の場合に準ずる。

【例】

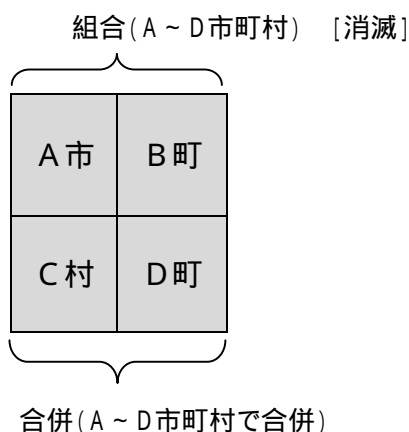
西東京市（田無市と保谷市の新設合併）

合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に当該団体に加入する。

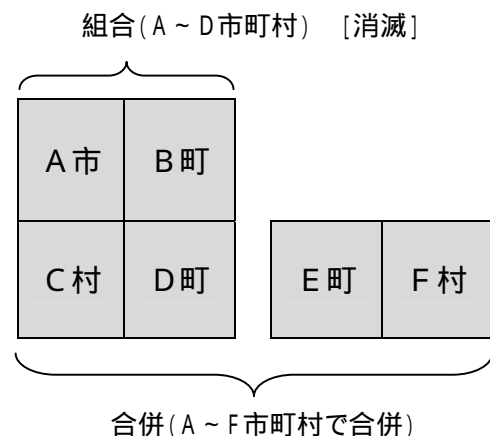
潮来市（潮来町が牛堀町を編入）

潮来・牛堀二町環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、潮来市に引き継ぐものとする。

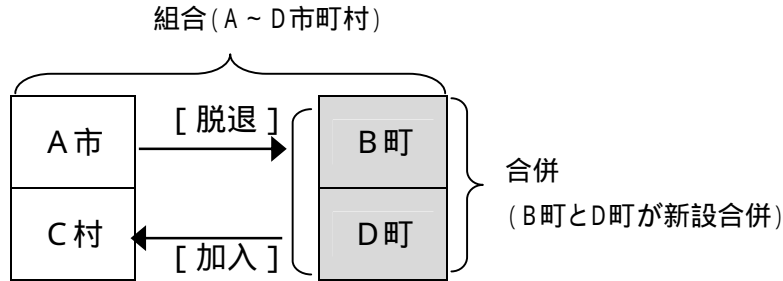
B - 1



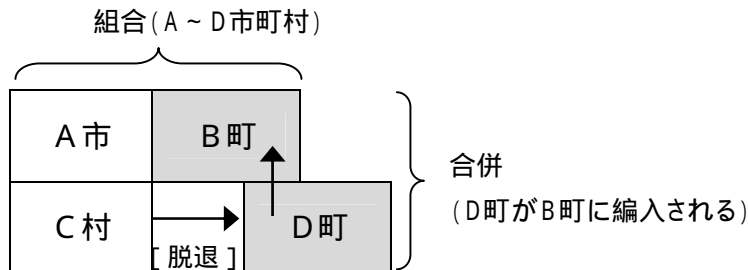
B - 2



B - 3

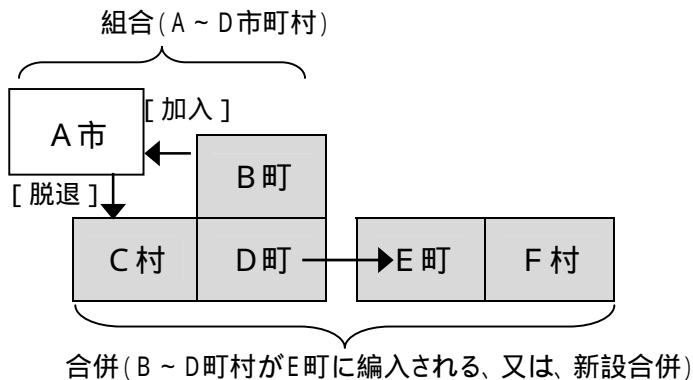


B - 4



第3款 改正合併特例法案における特例

第1款の新設合併又は構成市町村が編入される場合(図A-1)に、合併しない構成市町村が一つとなるときの(下図)は、例え脱退、加入の手続きにより引き続き組合等が機能するにしても、脱退時点で複数市町村の事務の共同処理という構成が失われることから、法律上は組合が消滅することになってしまう。この場合、組合等の財産、職員等に法律上支障が生ずることとなるので、改正合併特例法案においては、構成市町村全ての協議により、都道府県知事等の許可を得て法的に引き続き組合等として存続できることとしている(第9条の2)。



第4款 組合等の再編、統合その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられる。この場合の財産処分等については、構成市町村のみならず、合併関係市町村においても十分協議する必要がある。

なお、職員の退職手当組合、議員・消防団員等の公務災害補償組合、交通災害等共済組合等が、町村を資格として全町村で構成されている場合、構成町村同士が合併して市になったとき又は構成町村が市に編入合併されたときの取扱いについては、財産処分等につき十分協議が必要である。

第8編 合併の円滑な実施

第1章 スケジュール

第6節 一部事務組合等の規約変更等の手続

合併と一部事務組合・広域連合の組合せのさまざまなパターン、一部事務組合・広域連合の規約の規定方法等により異なる場合があるが、おおむね次のようなものが基本形である。

例えば、平成14年8月1日に 広域連合の構成市町村であったW市X町Y村が新設合併によりZ市になり、 広域連合に改めて加入する場合、構成市町村は、W市X町Y村を含め、構成団体の数の増減を伴う規約変更の議決を行う。W市X町Y村は、合併期日（8月1日）の到来とともに消滅し（7月31日にW市X町Y村が 広域連合を脱退）、新設されたZ市において直ちに職務執行者による加入の専決を行い、同日都道府県知事の許可を得てZ市の 広域連合への加入がなされることになる。

広域連合の市町村合併に伴う事務手続の流れ（例）

（8月1日に 広域連合の構成市町村であったW市X町Y村がZ市になり、 広域連合に改めて加入する場合）



【先進地事例】

砥部・広田合併協議会（H17.1.1 合併予定）

- 1．愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 2．愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 3．愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 4．愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 5．砥部町が加入している松山衛生事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日旧砥部町の区域で加入する。
- 6．広田村が加入している大洲・喜多衛生事務組合、内山衛生事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日旧広田村の区域で加入する。
- 7．伊予消防等事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 8．松山広域福祉施設事務組合及び伊予郡養護老人ホーム組合については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 9．松山地区広域市町村圏協議会及び中予広域水道企業団については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。
- 10．砥部町土地開発公社については、合併後定款変更を行い新町の土地開発公社とする。
- 11．株式会社グリーンキーパー、有限会社広田村産業開発公社については、合併後定款変更を行い、新町の第三セクターとして引き継ぎ、経営改善に努める。
- 12．その他2町村の加入する一部事務組合等については、合併の前日に脱退し、合併の日に従前のとおり加入する。

大洲喜多合併協議会（H17.1.11 合併予定）

- 1 内山衛生事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日旧肱川町及び河辺村の地位を継承する形で新たに当該組合に参加するものとする。
- 2 大洲市・喜多郡町村組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に参加するものとする。ただし、ごみ処理施設に関する事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 3 大洲・喜多衛生事務組合、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合、大洲地区内子運動公園事務組合、大洲地区広域消防事務組合、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組

合、愛媛県市町村職員退職手当組合、愛媛県市町村交通災害共済組合及び愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において新たに当該組合に加入するものとする。

- 4 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するものとする。
- 5 大洲市及び長浜町肱川等治水対策協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

うちこ・いかざき・おだ合併協議会（H17.1.1 合併予定）

- 1 内山衛生事務組合、大洲市・喜多郡町村組合、大洲・喜多衛生事務組合、大洲・喜多特別養護老人ホーム事務組合、大洲地区内子運動公園事務組合、大洲地区広域消防事務組合、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において新たに当該組合に加入するものとする。
- 2 内山地区施設事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務についてはすべて新町に引き継ぐものとする。
- 3 松山広域福祉施設事務組合及び松山地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するものとする。
- 4 上浮穴郡生活環境事務組合については、平成17年1月1日を目標にできるだけ速やかに、関係する機関において、協議・調整するものとする。
- 5 その他の3町以外の公共団体が構成団体となっている一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において新たに当該組合に加入するものとする。

関係する主な法令（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

- 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
- 4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。
- 5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（機関等の共同設置）

- 第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。
- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(組合の種類及び設置)

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
- 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
- 三 一部事務組合の共同処理する事務
- 四 一部事務組合の事務所の位置
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法

(財産処分)

第 289 条 第 286 条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条、第 2 8 8 条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和 4 0 年法律第 6 号)

(一部事務組合等に関する特例)

第 9 条の 2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。) に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第 2 8 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。) と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。) を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第 2 8 6 条第 1 項本文又は第 2 9 1 条の 3 第 1 項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第 2 9 0 条又は第 2 9 1 条の 3 第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 2 9 1 条の 1 1 並びに第 2 9 3 条第 1 項の規定は、前項の場合について準用する。

第 9 条の 3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。) の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第 2 8 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。) と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第 2 8 6 条第 1 項本文又は第 2 9 1 条の 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して 6 月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われない場合にあつては、当該 6 月を経過する日) までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。 追加 平 16 法 058

- 2 前項の場合における議員の定数に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する市町村について定められた議員の定数がすべての市町村について、同一の数である場合にあっては当該同一の数が、同一の数でない場合にあっては当該規約において合併関係市町村について定められた議員の定数を合算して得た数が、当該規約に当該合併市町村の議員の定数として定められているものとみなす。 追加 平 16 法 058
- 3 第 1 項の場合における経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用については、当該規約において当該一部事務組合又は当該広域連合を組織するすべての市町村が均等に経費を負担するものと定められている場合にあっては当該規約に当該合併市町村及び当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する合併関係市町村以外の市町村が均等に経費を負担するものと定められているものとみなし、その他の場合にあっては当該規約に当該規約において合併関係市町村について定められた経費の分賦金の額を合算して得た額が当該合併市町村の経費の分賦金の額として定められているものとみなす。 追加 平 16 法 058
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 1 前条第 1 項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合
 - 2 次条第 2 項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して 30 日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して 30 日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第 2 8 7 条の 2 第 2 項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第 2 8 5 条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第 1 項の規定の適用について異議の申出があつた場合
 - 3 市町村の合併の日前に地方自治法第 2 8 6 条第 1 項本文又は第 2 9 1 条の 3 第 1 項本文の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であつて合併関係市町村に係るものが行われた場合
- 5 前項第 2 号の異議の申出があつた場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体（当該異議の申出をした地方公共団体を除く。）の長に通知しなければならない。

追加 平 16 法 058

6 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、第 1 項の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定める。 追加 平 16 法 058

第 9 条の 4 合併関係市町村の長は、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(次項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併について同法第 7 条第 1 項又は第 3 項の規定による申請を行つたときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知しなければならない。 追加 平 16 法 058

2 前項の規定により通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する他の地方公共団体の長に通知しなければならない。 追加 平 16 法 058

介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日号外法律第 1 2 3 号）

（介護認定審査会）

第 1 4 条 第 3 8 条第 2 項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（委員）

第 1 5 条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあつては、区長）が任命する。

（共同設置の支援）

第 1 6 条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

協議第20号〔継続協議〕

各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて

各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年7月8日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（消防防災関係）の取扱いについて

- 1 消防団の組織については、合併時に調整する。
- 2 伊予市、中山町及び双海町の消防団員については、すべて新市の消防団員として引き継ぐものとする。
- 3 任用、退職、分限、懲戒については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 4 消防団諸行事については、新市において調整する。
- 5 消防施設等については、新市において調整する。
- 6 災害対策本部については、合併時に調整する。
- 7 災害時の相互応援支援協定については、新市において速やかに再締結をする。
- 8 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに制度を制定する。
- 9 防災会議については、合併時に伊予市の例により調整する。
- 10 水防協議会は、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認

第7回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

開催日程

日 時：平成16年 8月12日(木) 14時00分から

場 所：中山町 農業総合センター 2階 中ホール

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

〔開催実績〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 6月10日(木)14:00～
第4回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 6月30日(水) 9:30～
第5回	双海町	双海町町民会館	平成16年 7月 8日(木)14:00～
第6回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 7月22日(木) 9:30～

〔開催予定〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第8回	双海町	双海町町民会館	平成16年 8月26日(木)14:00～
第9回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 9月 9日(木)14:00～
第10回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 9月16日(木)14:00～
第11回	双海町	双海町町民会館	平成16年10月 7日(木)14:00～